

調布市立調和小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童像

- 主体的に運動に取り組んだり、友達との関わりを通して運動に親しんだりする児童
- 自己の課題解決に向けて、学習したことを活用したり関連付けたりして、主体的・協働的・深い学びをする児童
- ◎自他の存在を認め、命や互いを大切にして、他者と協力できる児童

○目標策定の方針

児童の実態
明るく、素朴な児童が多い。調査では悪口、嫌がらせ等の訴えがあるが、早期解決している。
保護者の願い
子どもが安心・安全に通える学校。子どもの個性を伸ばせる学校。
地域の願い
地域の中で成長し、共に楽しみ協力し合える子ども。
学校評議員や学校関係者委員会からの意見等
子どもたちが元気に明るく楽しく、お互いに思いやりをもって過ごせる学校にしてほしい。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・児童が安心・安全に学校生活を送れるよう、いじめに対して毅然とした態度で指導にあたる。また、いじめは決して行ってはいけないという心情を育む。
- ・全教職員がいじめの定義を理解しているとともに、組織として様々な教職員が全児童を見守り、一人一人のささいな変化に気付いていく。そして、組織として早期発見・早期解決を図る。

○教職員の指導力の向上

- ・日々の教材研究や「いじめ総合対策【第3次】」を活用した、「分かる授業づくり」「児童の居場所づくり」の指導力の向上
- ・「いじめ総合対策【第3次】」を活用した、いじめに関する研修(年3回)
- ・インクルーシブ教育システム
- ・人権プログラム、人権指導資料を活用した体罰防止・人権感覚の向上

○学校の組織的対応

- ・友達アンケートの実施(毎月)
- ・友達アンケート結果の聞き取りと対応→学校いじめ対策委員会での話し合いと全教職員への情報共有
- ・心の天気予報の実施
- ・心の天気予報結果の聞き取りと対応

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

- ・いじめ防止対策委員会(校長・副校長・教務主任・SC・生活指導主任・担任・生活指導部・養護教諭)を設ける。
- ・いじめ根絶について啓発と協力依頼を図る。「調布市いじめ撲滅のためのリーフレット」配布。
- ・生活指導主任、養護教諭、学級担任は日頃から児童の様子に気を配り、ささいなことで児童の話をよく聞き、いじめを見逃さないという姿勢を見せるようにする。生活当番は校内の巡回の際、児童の様子をよく見守る。
- ・児童自らがいじめについて主体的に考えられるように「いじめに関する授業」を年3回、6月、11月、2月のふれあい月間に行う。
- ・年3回、6月、11月、2月のふれあい月間に「いじめ総合対策【第3次】【子ども版】」を活用し、内容の周知と「いじめはどのような理由であってもしてはいけない。」という、児童のいじめに対する意識の醸成を図る。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への理解を保護者会等の機会に積極的に行う。GIGA ワークブックとうきょうを活用し、学校ルール・家庭ルールを作成する。
- ・いじめ防止対策委員会がいじめ防止相談窓口を設ける。

【早期発見】

- ・毎週金曜日での生活指導夕会で情報を共有する。管理職、主幹教諭は、学校全体の様子を把握するとともにいじめの兆候が見られた際は、すぐに担任、学年と共に対応し解決に努める。いじめが起きた場合は学校いじめ防止対策委員会を設け対応する。
- ・「いじめ相談窓口」について、ホームページ、学校便り等で保護者に周知する。
- ・毎月第3週に友達に関するアンケート、聞き取りを行う。また、月初めの生活指導夕会で報告、全体の共有を図る。
- ・5年生全員がSCによる全員相談を実施し、相談できる信頼関係を築く。
- ・毎月第4週に心の天気予報を行い、児童の心の様子を把握するとともに、不安な様子が見られたら情報を共有し、連携して解決する。

○スクールカウンセラーとの連携

- ・児童の実態把握やケアの取組内容
- ・5年生全員との面談実施

○保護者・地域との連携

- ・健全育成会議・地区協議会の行事への参加の呼び掛け
- ・学童クラブやあそびバとの連携
- ・「学校いじめ防止対策基本方針」を学校HPに掲載

具体的ないじめへの対応(早期発見, 重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容の場合(学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合)

<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月一回友達アンケートと心の天気予報を実施し、実態を把握する。 ・毎週金曜日夕会で、児童の実態を共有する。また、月初めの生活指導夕会では、いじめ案件について対応や経過等を教職員で共有する。 ・ささいなことであっても変化を見付けたら、学年で共有し、管理職、生活指導主任にも報告する。 ・専科・のがわ教室とも連携を図る。 ・保護者からの相談を積極的に受け入れ。 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長・副校長・教務主任・SC・担任・生活指導主任・生活指導部・養護教諭で学校いじめ対策委員会を構成。 ・いじめが起きた場合は、該当学年、スクールカウンセラーを含め対応をする。 ・被害児童、加害児童の聞き取りと学級児童への聞き取りを並行して行う。 ・保護者を含めて話し合いをする。 	<p>③ <被害児童の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられたことによって傷付けられた自尊感情を保護し、回復できる働きかけをする。スクールカウンセラーの派遣。 ・安心して通えるような場づくり。 ・プライバシーの保護と情報提供。 <p><加害児童の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と連携した指導を行い継続的に保護者に助言をする。 ・相手への謝罪。 ・行為の責任の自覚を促す。
--	--	---

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害児童への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害児童への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容の場合(学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合)

●関係諸機関との連携

連携機関⇒(指導室, 教育相談所, 子ども家庭支援センターすこやか, 多摩児童相談所, 調布警察署等)

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた時はためらうことなく警察署と相談する。また必要に応じて各関係諸機関との連絡を密にし、専門家の判断を仰ぐ。

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語…正しい言葉遣い。言語で伝え合う大切さ。社会…様々な人で社会が構成されていること。算数…友達の考えを聞くよさに気付く。 理科…生命の尊さ、不思議さに気付く。音楽…声を合わせる。旋律を聞き合う。図工…友達の作品のよさを認め合う。 普通救命講習(第6学年)「人権週間」											
生活指導	調和小ルールの確認 友達アンケート(毎月)	ふれあい月間・あいさつ週間 セーフティ教室・情報モラル教室		ふれあい月間				ふれあい月間 薬物乱用防止教室				
学校行事	入学式 始業式	校外学習 日光移動教室	ハケ岳移動教室			スポーツ フェスティバル			展覧会		卒業式 道徳授業地区公開講座	
特別活動	集団生活のルール 1年生を迎える会	6年生を送る会 たてわり班集会(6月~2月末) ※計7回										いじめに関する授業(年3回)
道徳科	個性の伸長 友情, 信頼 善悪の判断, 自律, 自由と責任 生命の尊さ 相互理解, 寛容 国際理解, 国際親善 公正, 公平, 社会正義 いのちと心の教育月間											
家庭・地域	保護者会 JSL 開校式	あいさつ運動 調布市防災教育の日	保護者会 サマーフェスタ	個人面談	地域懇談会 野川クリーン作戦		保護者会	耐寒マラソン		保護者会 JSL 閉校式		